

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三種町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

三種町長

公表日

令和7年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務			
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者に対し、保険者である秋田県後期高齢者広域連合を介し保険給付事業等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険料の賦課・徴収・還付 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 また、②の被保険者への還付等事務の際、被保険者が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座へ還付する。			
③システムの名称	後期高齢者医療システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)			
2. 特定個人情報ファイル名				
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第二条第2項第四号 国税、地方税、保険料その他徴収金に係る還付金及び過誤納金(これらの加算すべき還付加算金を含む。)の還付 (令和3年5月19日法律第38号)			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」が、第4欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(115の項) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」が含まれる(117の項)			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康推進課			
②所属長の役職名	健康推進課長			
6. 他の評価実施機関				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三種町総務課 情報公開・個人情報保護担当 018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8 問い合わせ先電話番号 0185-85-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む)に対し、教育研修を実施している。 研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 佐々木 里史	健康推進課長 佐々木 恭一	事後	
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(17、82、83の項)	番号法第19条第8号 別表第二(17、82、83の項)	事後	番号利用法の改正に伴う変更
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 佐々木 恭一	健康推進課長	事後	様式変更に伴う変更
令和5年2月15日	1. 特定個人情報ファイルとを 取り扱う事務 ②事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者に対し、保険者である秋田県後期高齢者広域連合を介し保険給付事業等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者に対し、保険者である秋田県後期高齢者広域連合を介し保険給付事業等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険料の賦課・徴収・還付 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 また、②の被保険者への還付等事務の際、被保険者が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座へ還付する。	事後	公金受取口座連携開始に伴う新規記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月15日	2. 特定個人情報ファイルをと 取り扱う事務 ②システムの名称	後期高齢者医療システム、中間サーバーコネク タ、住登外宛名システム、収納管理システム、 滞納管理システム	後期高齢者医療システム、中間サーバーコネク タ、住登外宛名システム、収納管理システム、 滞納管理システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム (標準システム)	事後	公金受取口座連携開始に伴う 新規記載
令和5年2月15日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(59の項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一(59の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第46条 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座の登録等に関する法律第 二条第2項第四号 国税、地方税、保険料その 他徴収金に係る還付金及び過誤納金(これらな 加算すべき還付加算金を含む。)の還付 (令和3年5月19日法律第38号)	事後	
令和5年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和3年9月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施
令和5年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和3年9月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施
令和7年2月1日	1. 特定個人情報ファイルをと 取り扱う事務 ②事務の概要	番号法別表第二に基づいて	番号法第19条第8号に基づいて	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一(59の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第二条第2項第四号 国税、地方税、保険料その他徴収金に係る還付金及び過誤納金(これらの加算すべき還付加算金を含む。)の還付 (令和3年5月19日法律第38号)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第二条第2項第四号 国税、地方税、保険料その他徴収金に係る還付金及び過誤納金(これらの加算すべき還付加算金を含む。)の還付 (令和3年5月19日法律第38号)	事後	法改正に伴う変更
令和7年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(17、82、83の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」が、第4欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(115の項) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」が含まれる(117の項)	事後	法改正に伴う変更
令和7年2月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和5年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和5年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年2月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	様式改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式改正による
令和7年2月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む)に対し、教育研修を実施している。 研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。	事後	様式改正による